

議案第 1 号

条例案に対する意見について

令和 3 年 11 月 25 日 提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 趣旨

令和 3 年 12 月 岩手県議会定例会に提出された次に掲げる条例案について、岩手県議会から地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき意見を求められたので、別紙のとおり回答しようとするものである。

第 2 意見を求められた条例案

- (1) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第 2 号）
- (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第 3 号）
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第 4 号）
- (4) 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第 5 号）
- (5) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第 6 号）

人委職第 号

令和3年11月25日

岩手県議会議長 五日市 王 様

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

条例案に対する意見について（回答）

令和3年11月24日付け議第231号により意見を求められた下記条例案については、
適当なものと認められます。

記

- 議案第2号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

県議会12月定例会に提案される条例案に対する意見について

1 検討の趣旨

県議会令和3年12月定例会に提案された条例案について、県議会から地方公務員法第5条第2項に基づき意見を求められたことから、検討を行うものであること。

〔議会日程〕

- ・ 11月25日（木） 招集
- 同日 常任委員会
- 同日 本会議採決

2 意見を要する条例案

議案番号	条例名
第2号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
第3号	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
第4号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第5号	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
第6号	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

3 条例案の検証結果

No.	条例名	改正の趣旨	検証結果	検討資料
1	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	期末手当の支給割合を改定【勧告】 例：一般職員 2.60月→2.45月 獣医師の初任給調整手当【報告】 上限（月額）35,000円→50,000円	適当	別紙1
2	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	期末手当の支給割合を改定【勧告】	適当	別紙2
3	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定【勧告】 3.35月 → 3.25月	適当	別紙3
4	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	任期付研究員の期末手当の支給割合を改定【勧告】 3.35月 → 3.25月	適当	別紙4
5	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定 2.6月 → 2.45月	適当	別紙5

4 条例案意見（事務局案）

意見を求められた条例案につきましては、適当なものと認められます。

【参考】

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する条例の制定）

第5条 地方公共団体は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、条例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その条例は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2 第7条第1項又は第2項の規定により人事委員会を置く地方公共団体においては、前項の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

別紙 1

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第4号）

1 条例案の内容

(1) 条例改正の趣旨

人事委員会勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするもの。

(2) 条例改正の内容

ア 獣医師に係る初任給調整手当の上限の額を下記のとおり引き上げること。（第26条の2関係）
上限額（月額）の引下げ

現行：35,000円 → 改正後：50,000円

イ 期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。（第38条関係）

		令和3年度						令和4年度		
		改正前			改正後					
		6月	12月	合計	6月	12月	合計	6月	12月	合計
一般の職員		1.30	1.30	2.60	1.30	1.15	2.45	1.225	1.225	2.45
特定幹部職員		1.10	1.10	2.20	1.10	0.95	2.05	1.025	1.025	2.05
再任用職員	一般の職員	0.725	0.725	1.45	0.725	0.625	1.35	0.675	0.675	1.35
	特定幹部職員	0.625	0.625	1.15	0.625	0.525	1.15	0.575	0.575	1.15

(4) 施行期日（附則関係）

ア 初任給調整手当 令和4年4月1日

イ 期末手当 公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

※ 公布日：令和3年11月30日予定 → 施行日：令和3年12月1日

令和4年度実施分は令和4年4月1日施行

2 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由】

- ・ 初任給調整手当については、人事委員会報告で獣医師の処遇改善の検討を促したことを受け、畜産県としての適切な手当額として任命権者において検討したものであること。
- ・ 期末手当については、人事委員会勧告のとおり実施するものであること。

【参考：職員の給与等に関する報告及び勧告（令和3年10月）】

		令和3年度	令和4年度		
		12月	6月	12月	合計
一般の職員		1.15	1.225	1.225	2.45
特定幹部職員		0.95	1.025	1.025	2.05
再任用職員	一般の職員	0.625	0.675	0.675	1.35
	特定幹部職員	0.525	0.575	0.575	1.15

別紙 2

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第6号）

1 条例案の内容

(1) 条例改正の趣旨

人事委員会勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするもの。

(2) 条例改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。（第29条関係）

	令和3年度						令和4年度		
	改正前			改正後			6月	12月	合計
	6月	12月	合計	6月	12月	合計			
一般の職員	1.30	1.30	2.60	1.30	1.15	2.45	1.225	1.225	2.45
再任用職員	0.725	0.725	1.45	0.725	0.625	1.35	0.675	0.675	1.35

(4) 施行期日（附則関係）

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

※ 公布日：令和3年11月30日予定→ 施行日：令和3年12月1日

令和4年度実施分は令和4年4月1日施行

2 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由】

- ・ 人事委員会勧告のとおり実施するものであること。

【参考：職員の給与等に関する報告及び勧告（令和3年10月）】

	令和3年度	令和4年度		
	12月	6月	12月	合計
一般の職員	1.15	1.225	1.225	2.45
再任用職員	0.625	0.675	0.675	1.35

別紙 3

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第3号）

1 条例案の内容

(1) 条例改正の趣旨

人事委員会勧告に鑑み、任期付研究員の期末手当の支給割合を改定しようとするもの。

(2) 条例改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。（第6条関係）

令和3年度						令和4年度		
改正前			改正後					
6月	12月	合計	6月	12月	合計	6月	12月	合計
1.675	1.675	3.35	1.675	1.575	3.25	1.625	1.625	3.25

(4) 施行期日（附則関係）

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

※ 公布日：令和3年11月30日予定→ 施行日：令和3年12月1日

令和4年度実施分は令和4年4月1日施行

2 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由】

- ・ 人事委員会勧告のとおり実施するものであること。

【参考：職員の給与等に関する報告及び勧告（令和3年10月）】

令和3年度	令和4年度		
12月	6月	12月	合計
1.575	1.625	1.625	3.25

別紙 4

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（議案第2号）

1 条例案の内容

(1) 条例改正の趣旨

人事委員会勧告に鑑み、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定しようとするもの。

(2) 条例改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。（第6条関係）

令和3年度						令和4年度		
改正前			改正後					
6月	12月	合計	6月	12月	合計	6月	12月	合計
1.675	1.675	3.35	1.675	1.575	3.25	1.625	1.625	3.25

(3) 施行期日（附則関係）

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

※ 公布日：令和3年11月30日予定→ 施行日：令和3年12月1日

令和4年度実施分は令和4年4月1日施行

2 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由】

- ・ 人事委員会勧告のとおり実施するものであること。

【参考：職員の給与等に関する報告及び勧告（令和3年10月）】

令和3年度	令和4年度		
12月	6月	12月	合計
1.575	1.625	1.625	3.25

別紙 5

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（議案第5号）

1 条例案の内容

(1) 条例改正の趣旨

人事委員会勧告に鑑み、一般職の他の職員との均衡を考慮して、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定しようとするもの。

(2) 条例改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。（第6条関係）

令和3年度			令和4年度		
6月	12月	合計	6月	12月	合計
1.3	1.3	2.6	1.225	1.225	2.45

(3) 施行期日（附則関係）

令和4年4月1日

2 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由】

- ・ 人事委員会勧告の内容を踏まえ、他の一般職の職員との均衡を考慮して対応しようとするものであること。
- ・ 実施時期については、他の一般職の職員とは異なることとなるが、すでに交付した勤務条件通知書において支給割合を明示していることなどを考慮しつつ、できるだけ早期に均衡を図ろうとする内容であり、合理性が認められること。

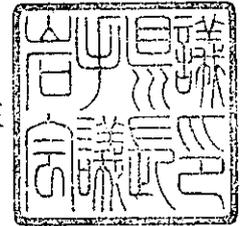
議 第 2 3 1 号
令和 3 年 11 月 24 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司 様

岩手県議会議長 五日市

王



条例案に対する意見について

今期定例会に提出される下記議案について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 議案第2号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

担当 議会事務局議事調査課 議事管理担当 阿部 内線 6016
--



議案第2号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「<u>100分の130</u>とあるのは「<u>100分の167.5</u>とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次項において同じ。）が」と、給与条例第29条第2項中「<u>100分の130</u>とあるのは「<u>100分の167.5</u>とする。」とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「<u>100分の115</u>とあるのは「<u>100分の157.5</u>とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の2第1項中「職員」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次項において同じ。）が」と、給与条例第29条第2項中「<u>100分の115</u>とあるのは「<u>100分の157.5</u>とする。」とする。</p> <p>4 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。)」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会定めるものに限る。)」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の115」とあるのは「100分の157.5」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。)」と、給与条例第28条の2第1項中「職員」とあるのは「職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次項において同じ。)」が」と、給与条例第29条第2項中「100分の115」とあるのは「100分の157.5」とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。)」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会定めるものに限る。)」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する給与条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。)」と、給与条例第28条の2第1項中「職員」とあるのは「職員(任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次項において同じ。)」が」と、給与条例第29条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」とする。</p> <p>4 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日か

ら施行する。

令和3年11月25日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

岩手県人事委員会の令和3年10月12日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第3号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。</p> <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の115」とあるのは「100分の157.5」とする。</p>

第2条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて</p>

採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「 <u>100分の115</u> 」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。	採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

岩手県人事委員会の令和3年10月12日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、任期付研究員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第38条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>(期末手当) 第38条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の115</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の95</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第26条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るも</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第26条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るも</p>

<p>のあったては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 35,000円</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の115（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の95）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の115」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の52.5」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>のあったては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 50,000円</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第39条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

岩手県人事委員会の令和3年10月12日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職の職員の期末手当の支給割合及び初任給調整手当の支給限度額を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第 5 号

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

諸般の情勢に鑑み、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第6号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の122.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは、「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは、「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月25日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

岩手県人事委員会の令和3年10月12日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、市町村立学校職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。